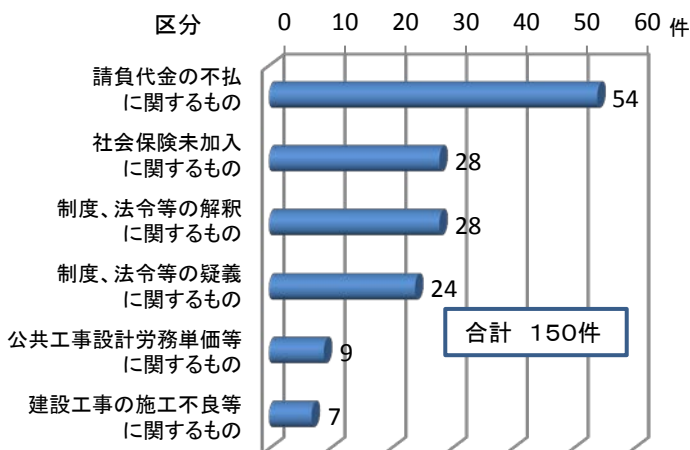


平成28年度建設業法令遵守推進本部の活動結果と平成29年度活動方針について

九州地方整備局建設業法令遵守推進本部(本部長 九州地方整備局長)では、平成19年度の設置以来、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、元請・下請間の取引の適正化を中心とする法令遵守の取り組みを行ってきたところですが、平成28年度活動結果概要及び平成29年度の活動方針は下記のとおりです。

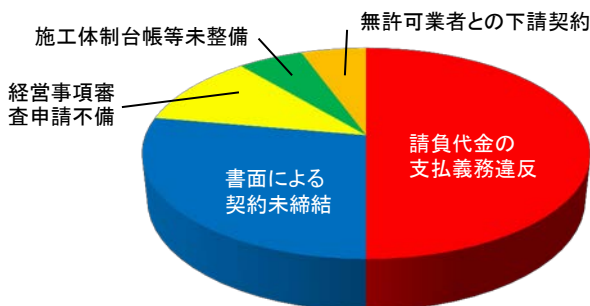
平成28年度活動結果概要

駆け込みホットライン等での情報受付状況



※受け付けた情報をもとに、必要に応じて不払い相談への対応や指導、他機関への通報等を行った。

法令違反等を是正すべき旨の勧告の状況



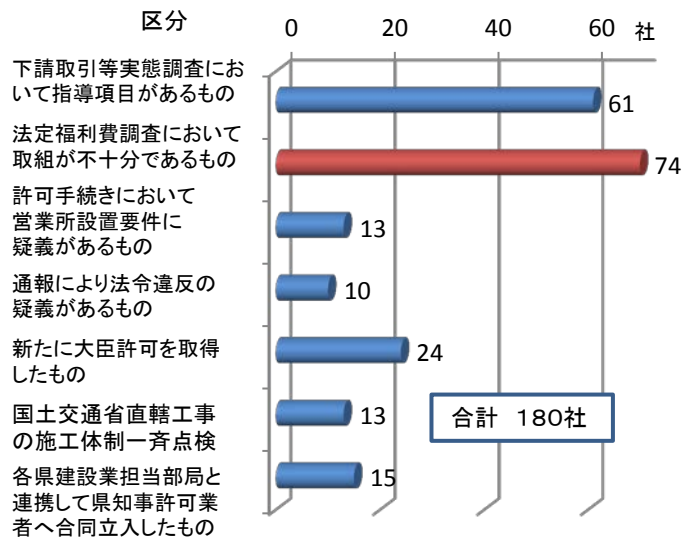
- 請負代金の支払義務違反 9件
- 書面による契約未締結 5件
- 経営事項審査申請不備 2件
- 施工体制台帳等未整備 1件
- 無許可業者との下請契約 1件

※1社に対し複数の項目を勧告している場合があるため、勧告社数と件数は一致しない。

立入検査の実施状況

平成28年度においては、元請・下請間の契約関係書類の不作成・不備等の是正、請負代金支払の適正化等のために、180社に対し立入検査を実施しました。

特に、最終年度を迎えた社会保険未加入対策について、全ての下請企業と建設技能労働者に必要な法定福利費を行き渡らせることを目的に、大臣許可業者へのアンケートを踏まえ、74社に対し重点的な立入検査を行い、元請企業における下請企業への「法定福利費を内訳明示した見積書」活用の働き掛けの状況等を確認して元請企業を指導、今後の改善を求めました。



※「下請取引等実態調査」とは、国土交通本省において実施しているものである。

※「法定福利費調査」74件のうち30件については、「下請取引等実態調査」の際に併せて実施したもの。(重複して計上)

※「新たに大臣許可を取得」は新規・許可替えの双方を含む。

建設業法令遵守等の講習会の開催状況

36回

※各県並びに建設業団体からの依頼により、建設業者等を対象に建設業法令遵守等に関する講習会を開催。

I 今年度の新たな取組

下請等中小企業の取引条件の改善に向けた取組

経済の好循環を実現するため、下請等中小企業の取引条件を改善

下請代金の支払いに関して、平成28年12月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準を改正、下請代金の支払手段についての通達の見直しを行った

国土交通省は、平成 29年 3月に建設業法令遵守ガイドラインを改訂

- ①下請代金の支払いは**できる限り現金払い**
- ②手形等による場合は、**割引料を下請事業者に負担させることがないよう**、下請代金の額を十分協議
- ③手形期間は120日を超えてはならないことは当然として、**将来的に60日以内とするよう努力**

九州地方整備局は、立入検査や講習会を通じて周知徹底に努める

熊本地震の被災地域における取組

- ・工事代金の支払遅延や不払い等のトラブルの情報
- ・「駆け込みホットライン」や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」に寄せられる通報等

復旧・復興工事の適正な施工の確保に係る立入検査、講習会を実施する

II 継続的な取組

「元請下請契約の適正化」に関する立入検査

- ・社会保険の未加入企業の確認、保険加入の指導
- ・元請下請間の契約関係資料の不作成・不備等是正
- ・請負代金支払いの適正化及び適切な消費税転嫁の調査
- ・技術者の不適正配置及び施工体制台帳の未整備等の指導監督

対象業者の選定

標準見積書」等の活用状況の確認

- ・下請取引等実態調査で指導項目のあった建設業者
- ・通報等によって法令違反の疑義が生じた建設業者
- ・建設業許可や経営事項審査において疑義が生じた建設業者
- ・過去に指導・監督を行った建設業者
- ・新規に大臣許可を取得した建設業者
- ・不当なしわ寄せを受けたとする申告があった建設業者

- ・法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の活用状況や見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払がなされているか等の状況について確認

建設業法令遵守ガイドライン等の周知・徹底

安全衛生経費の確保に関する調査の実施

- ・建設業法令遵守ガイドラインをはじめ、告示や通知等の発出など建設業行政の動向について周知徹底

- ・安全衛生経費対策経費の確保の必要性を周知

「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用

- ・それぞれ重要な情報収集等の窓口であり、利用促進に努めるとともに、不払い相談等を受付け、疑義情報等については、必要に応じ立入検査を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応
- ・県知事許可業者に係る案件については、県知事許可部局との連携を強化し的確に対応
- ・消費税転嫁拒否事案の通報については、関係機関と連携を図り調査・指導

その他の取組

- 1. 発注部局等との連携
- 2. 法令遵守意識の向上・関係法令の周知
- 3. 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施
- 4. 各県や関係機関との連携強化

【問い合わせ先】九州地方整備局 建設部 建設産業調整官 天方 正彦（あまがた まさひこ）
 建設産業課長 廣瀬 祐一郎（ひろせ ゆういちろう）
 代表電話：092-471-6331
 直通電話：092-409-4201（内線 6112、6141）

平成 29 年度建設業法令遵守推進本部活動方針

平成 29 年 5 月 24 日
九州地方整備局
建設業法令遵守推進本部決定

九州地方整備局建設業法令遵守推進本部では、平成 19 年度の設置以来、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、元請下請間の取引適正化を中心とする法令遵守の取組を行ってきたところである。

しかしながら、建設業の現状を鑑みると、依然として、不適切な契約手続き等を原因とするトラブルが多数発生しており、更なる取組の充実が必要になっている。

特に、経済の好循環を実現するため、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要であり、下請代金の適正な支払いに関する指導に努めることとする。

また、法定福利費を確保し社会保険等への加入徹底を図るため、平成 28 年 7 月に社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインが改訂、平成 29 年 5 月に開催された建設業社会保険推進連絡協議会において平成 29 年度の取組方針が示されたことを受け、社会保険加入対策の推進に努めることとする。

併せて、熊本地震の被災地域における建設業法違反等に関する取組を実施することとする。

以上の施策の効果を確実なものとするために、平成 29 年度の活動方針として以下のとおり取り組むこととする。

I 今年度の新たな取組

1. 下請等中小企業の取引条件の改善に向けた取組

下請代金の支払いに関して、平成 28 年 12 月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正、下請代金の支払手段についての通達の見直しが行われたことを受け、平成 29 年 3 月に建設業法令遵守ガイドラインを改訂し、下請代金はできる限り現金払いとすること等を追加したところであり、立入検査や講習会等を通じてその周知徹底に努めることとする。

2. 熊本地震の被災地域における取組

熊本地震の復旧・復興工事に関して、工事代金の支払遅延や不払い等のトラブルが相次ぎ、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされているところであり、「駆け込みホットライン」、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」に対して複数の通報も見受けられる。

そこで、熊本地震の被災地域における取組として、復旧・復興工事の適正な施工の確保に係る立入検査、講習会等を実施することとする。

II 継続的な取組

3. 「元請下請契約の適正化」に関する立入検査

立入検査においては、社会保険の未加入企業の確認・保険加入の指導、元請・下請間の契約関係書類の不作成・不備等の是正、請負代金支払の適正化及び適切な消費税転嫁の調査に重点的に取り組むこととし、併せて、技術者の不適正配置及び施工体制台帳の未整備等の指導監督を実施する。

(1) 対象業者の選定

立入検査を実施する場合の建設業者の選定に当たっては、下請取引等実態調査において指導項目のあった建設業者、通報及び新聞報道等によって法令違反の疑義が生じた建設業者、建設業許可及び経営事項審査時に法令違反の疑義が生じた建設業者や過去に指導・監督を行った建設業者、不当なしわ寄せを受けたとする申告があった建設業者を優先的に選定することとする。

加えて、九州地方整備局独自の取組である新規に大臣許可を取得した建設業者への立入検査を引き続き実施する。

(2) 「標準見積書」等の活用状況の確認

社会保険加入対策の一環として、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況や見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払いがされているか等の状況について確認を行い社会保険加入を推進するため周知徹底に努めることとする。

(3) 建設業法令遵守ガイドライン等の周知・徹底

建設業法令遵守ガイドラインをはじめ、告示や通知等の発出など建設業行政の動向について、立入検査、講習会等の機会を通じて、周知徹底に努めることとする。

(4) 安全衛生経費の確保に関する調査の実施

平成 26 年 11 月から「安全衛生経費の確保に関する調査」を実施しているところであるが、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律が平成 29 年 3 月に施行されており、安全衛生経費の確保は重要な取組であることから、引き続き適切に実施することとする。

4. 「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用

法令違反に関する情報を受け付ける「駆け込みホットライン」及び社会保険加入対策など各種建設業に関する相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」について、それぞれ重要な情報収集等の窓口であるため、より一層の周知を図り、利用促進に努めるとともに、通報や相談を受け付け、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応する。

県知事許可業者に係る案件については、県知事許可部局との連携を強化し的確に対応する。

また、消費税転嫁拒否事案の通報については、関係機関と連携を図り調査・指導を行うこととする。

5. その他

(1) 発注部局等との連携

平成 27 年 4 月 1 日以降に契約が締結された全ての国土交通省直轄工事について、施工体制台帳を通して社会保険の未加入が確認された場合は発注部局から建設業担当部局に通報され、加入指導を拡大実施する運用が行われているので、発注部局や関係機関と連携を図りながら、円滑かつ適切な対応に努めることとする。

(2) 法令遵守意識の向上・関係法令の周知

建設業法令遵守ガイドラインが平成 29 年 3 月に、及び社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインが平成 28 年 7 月に改訂されたことを受け、その周知徹底を図るため、建設業者団体等を対象に講習会等を開催することとし、関係機関と連携し、社会保険及び労働安全衛生等の法令遵守についても、講習会を通じ意識の向上を図る。

(3) 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施に当たっては、所管部局との連携を密にしながら、立入検査の円滑かつ適切な対応に努めることとする。

(4) 各県及び関係機関との連携強化

① 建設業の取引適正化に取り組むため、各県と地方協力会議を開催し、法令遵守推進に向け連携して対応する。

特に、建設業取引適正化推進月間（11 月）においては、各県と連携した合同立入検査を大臣許可業者及び知事許可業者の双方に対し実施する。また建

設業法等に関する講習会を合同開催し、重点的に法令遵守の活動に取り組むこととする。

② 業界団体等との意見交換の機会を設けて積極的に情報・意見の交換を行いつつ、建設業の法令遵守に関する合同の講習会等を行うなど、連携の強化に努めることとする。

③ 警察部局との連携を密にし協力して暴力団排除に努めることとする。